

高知県知的障害者福祉協会・高知日産プリンス・日産サテリオ高知

電気自動車を活用した 災害連携協定

令和8年4月30日に日産サテリオ高知ちより街テラス店にて『電気自動車を活用した災害連携協定』を高知県知的障害者福祉協会と日産サテリオ高知と高知日産プリンスで締結致しました。



電気自動車を活用した災害連携協定

高知県知的障害者福祉協会（以下「甲」という。）と株式会社日産サテリオ高知（乙1）、高知日産プリンス販売株式会社（乙2）（以下、乙1および乙2を総称して「乙」という。）は、第1条に定義する災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て、地震（震度6弱以上）又は風水害等大規模災害（避難警戒レベル3以上）が発生した若しくはその可能性があること（以下「災害時等」という。）によって、甲の会員である高知県内の知的障害関係施設団体（以下「甲施設」という。）が立地する地域にて大規模停電発生のおそれがある場合に、電力不足が想定される自治体より指定された甲施設内の福祉避難所（以下「避難所等」という。）において、電気自動車から電力を供給すること（以下「電力供給」という。）により、甲施設の利用者、職員等の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めることを目的とする。

（体制整備）

第2条 災害時等に乙に対して協力を要請するのは甲の体制上、甲施設となるため、甲施設と乙との間で協定の内容を確認、合意の上、覚書を交わすことを原則とする。なお、その覚書をもって、甲施設は乙に対し協力を仰ぐことができる。

（電気自動車の貸与要請）

第3条 甲施設は、災害時等により、避難所等が開設された時において、電力供給のための電気自動車及び外部給電器（以下「電気自動車等」という。）が必要なときは、乙に対し、第1号様式「協力要請書」により電気自動車等の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって速やかに処理するものとする。

（電気自動車の貸与）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙の所有する電気自動車等を甲施設に貸与することに努めるものとする。なお、本項に基づき乙から甲施設に貸与される電気自動車を以下「貸与車両」といい、外部給電器を以下「貸与給電器」という。

2 貸与車両及び貸与給電器（以下「貸与車両等」という。）の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、原則として貸与開始日から1週間とし、甲施設が延長を希望する場合は、災害時等の状況および避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙間で協議して延長期間を決定する。

（電気自動車の貸与実施）

第5条 乙は、乙の指定する日時及び場所で貸与車両等を甲施設に無償で貸与し、原則とし

て電力供給のために貸与車両等を甲施設に使用させるものとする。

(貸与時の残充電)

第6条 乙は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

- 2 貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙が無償で提供する。
- 3 貸与中における充電に係る費用については、原則として甲施設が負担するものとする。

(電気自動車の移動)

第7条 貸与車両に関する乙の営業所（乙による貸与車両の保管管理場所）等と甲施設の避難所等間の移動は、甲施設の責任において行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、双方のおかれた状況を協議の上、甲施設は乙に移動を依頼することができるものとする。

(管理等)

第8条 甲は、甲施設に対して貸与車両等の管理に関する取り決めを周知し、甲施設はその取り決めのもとに、貸与車両等を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、甲乙間での協議により取り決める。

- 2 甲施設は、電気自動車用充電スタンド（以下「充電スタンド」という。）を乙より提示される使用条件に従って使用するものとする。
- 3 前二項の規定に違反し、甲施設の責に帰すべき事由により、貸与車両等又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲施設は乙に対しその損害を賠償するものとする。

(事故等の対応)

第9条 甲施設は、貸与期間中、貸与車両等に関する事故が発生した場合、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、乙に通知した上で、甲施設の費用負担と責任において、これをすべて解決するものとする。なお、当該事故に起因して乙に損害を与えた場合には、甲施設は当該損害を賠償する責を負うものとする。

- 2 甲施設は、貸与期間中、貸与車両等に故障又は紛失等があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲乙間での協議により取り決める。

(返却)

第10条 甲施設は、乙より貸与車両等を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲乙間で協議し決定する。

(支援)

第11条 甲施設は、乙に対して貸与車両等及び充電スタンド等の操作に係る助言及び支援を求めることができる。

- 2 災害時等において、甲施設が望む乙の対応が外的要因により阻害される可能性があるために、甲施設が、自助力向上を目的として電気自動車及び充電設備の導入を希望する場合

には、乙に対して助言及び支援を求めることができる。

(給電器の使用上の注意)

第12条 甲施設は、貸与給電器又は甲施設の所有する外部給電器を貸与車両に接続して給電する場合、車両取扱説明書（災害時の使用における注意事項を含む。）、当該外部給電器の取扱説明書及び保証条件、接続する機器（医療機器等を含む。）の取扱説明書及び保証条件、並びに国土交通省等が作成した「災害時における電動車から医療機器への給電活用マニュアル」を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該給電に起因する事由により、甲施設が損害を被った場合であっても、乙は一切責任を負わないとともに、万一給電に起因する事故等により、第三者との間でトラブル・紛争等が生じた場合も、甲施設は、自らの責任で解決するものとし、いかなる場合も乙を免責するものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第13条 乙は、電気自動車の普及促進に資する情報、及び災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、適宜、甲施設に提供する。

(連絡調整)

第14条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙があらかじめ第2号様式「連絡調整者名簿」により指定した者が行う。なお、甲、乙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第15条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第16条 甲、乙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第17条 この協定は令和8年4月1日から効力を有するものとし、有効期間（以下「協定期間」という。）は、同日から令和9年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第18条 甲、乙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生

ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(全19条)

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和8年4月30日

甲 高知県香南市香我美町下分960-1
高知県知的障害者福祉協会
会長 石川 俊光

乙1 高知県高知市知寄町2-1-37
株式会社日産サティオ高知
代表取締役社長

田村 忍

乙2 高知県高知市旭町2丁目21
高知日産プリンス販売株式会社
代表取締役社長

白井 裕喜